

合併調整項目調整状況

事務事業番号	1315	専門部会名	総務	分科会名	消防防災	担当部署	消防警防課
事務事業名	消防施設等						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
【設置・維持管理】 ・消火栓・防火水槽の設置、維持管理等に係る経費は、全額公費負担。 【移転経費】 ・個人理由によるもの以外は、市が移転 【消火栓付属器具設置】 ・初期消火に係る器具箱等（ホース、開閉器、管そう）の購入経費補助：5 / 10以内	【設置・維持管理】 ・同左 【移転経費】 ・町が移転 【消火栓付属器具設置】 ・全額公費負担	【設置・維持管理】 ・同左 【移転経費】 ・個人理由によるもの以外は、町が移転 【消火栓付属器具設置】 ・同左	【設置・維持管理】 ・同左 【移転経費】 ・村が移転 【消火栓付属器具設置】 ・同左	新たに設置基準を定め、公費負担により整備を図る。			
合併後調整内容【調整済】							
・消火栓・防火水槽の設置、維持管理は、全額公費負担とする。 ・消火栓・防火水槽の移転は、個人の理由によるもの以外は公費負担とするが、設置時の経過を踏まえ対応する。 ・消火栓付属器具の設置 (1)消火栓を新設する場合は附属器具も併せて公費で設置する。この場合、設置の確保は地元自治会（区）とする。設置した附属器具は、自治会（区）に移譲し、自治会（区）所有、管理とする。 (2)既存の附属器具のうち、市所有のものについては、自治会（区）に移譲し、自治会（区）所有、管理とする。			(3)既存附属器具の更新は、「消防設備に関する補助金交付要綱」により補助する。				